

鳥取県障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県障害福祉サービス事業所協働連携企業支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に定める障害者支援施設（就労継続支援の事業を行うものに限る。）又は同条第14項に規定する就労継続支援事業（同サービスを含む多機能型事業を含む。）を行う事業所（以下「就労継続支援事業所等」という。）と協働・連携して新商品（製品又は役務）の開発又は新たな販売形態の導入等（以下「新商品開発等」という。）を行う企業等（以下「協働連携企業」という。）を支援することにより、当該協働連携企業と協働・連携する就労継続支援事業所等の利用者の工賃水準の向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2項に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3項に掲げる経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4項に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第4項に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てた額とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業実施計画書の提出)

第4条 本補助金の交付を希望する協働連携企業は、鳥取県福祉保健部長（以下「福祉保健部長」という。）が別に定める日までに、様式第1号及び様式第2号により事業実施計画書（以下「計画書」という。）を福祉保健部長に提出しなければならない。

(計画書の審査)

第5条 前条の規定に基づき提出された計画書は、鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業審査委員会運営要綱（平成22年3月27日付第200900214162号鳥取県福祉保健部長通知）により設置された鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

2 前項の審査に必要な審査基準は、福祉保健部長が別に定める。

(対象事業の認定)

第6条 福祉保健部長は、第4条の規定に基づき提出された計画書について、審査委員会の審査結果を基にして、予算の範囲内で補助金を交付すべき対象事業（以下「補助金交付対象事業」という。）を認

定する。

2 前項の認定の通知は、様式第3号による。

(交付申請の時期等)

第7条 前条に規定する認定通知を受けた協働連携企業は、福祉保健部長が別に定める日までに本補助金の交付申請を行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 前条に規定する認定通知を受けた就労系障害福祉サービス事業者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定の通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5項に定める変更以外の変更とする。

2 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほかに、この要綱の実施に関する必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業の内容	就労継続支援事業所等と協働連携して企業が行う新商品開発又は新たな販売形態の導入等（これに付帯して行われる事業を含み、既に販売・サービス提供等をしている事業の量産・拡大等を除く。）。ただし、同一目的で他の助成金の交付を受けている事業は除く。
2 補助対象者	<p>次に掲げる要件をすべて備える企業又は団体。（障害者総合支援法に基づく障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所を運営する法人を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 県内に本社、本店、支社、支店、事業所又は営業所を有していること。 イ 「あいサポート運動実施要綱（平成23年4月1日付第201100000830号鳥取県福祉保健部長制定）」第2条第4号に定めるあいサポート企業等であること。 ウ 県内の就労継続支援事業所等と協働・連携して補助事業を行うこと。 エ 役員又は職員が、協働・連携しようとする就労継続支援事業所等の役員となっていないこと。 オ 計画書提出時において、県税を滞納していないこと。 カ 計画書提出前5年以内に法令等に違反し、刑に処せられた役員等がないこと。
3 補助対象経費	<p>新商品開発等に要する経費。ただし、次の条件に合致するものとする。 なお、交付申請以前に行われた支出であっても、福祉保健部長が補助対象事業に適合すると認めるものについては、補助対象経費として認めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 次に掲げるものに該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア テレビ、事務机、ソファ、職員の業務効率化のためのパソコンなど、新商品開発等に直接関係しない設備又は備品に関する経費。 イ ユニフォーム等の被服費、消耗品費。 ウ 新商品開発等以外にも使用可能な自動車等に関する費用。 (2) 工事請負費は、県内事業者が施行を行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。 (3) 委託費は、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
4 補助率	2／3以内（補助限度額1,000千円）
5 重要な変更	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 本補助金の増額を伴う変更 (イ) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

様式第1号

令和 年度鳥取県障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金事業実施計画（報告）書

区分	新商品開発・新たな販売形態の導入	
事業実施期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
目的		
内容	<p>〈事業内容〉</p> <p>〈新商品開発・新たな販売方法の内容〉</p> <p>〈具体的方法〉</p> <p>〈スケジュール〉</p>	
協働連携する就労継続支援事業所等	名称	
	所在地	
協働連携する就労継続支援事業所等の利用者利用者工賃への効果	<p>〈事業全体のうち就労継続支援事業所等が行う業務内容〉</p> <p>〈就労継続支援事業所等の利用者工賃への効果〉</p>	
価格設定方針、販売（サービス提供）価格		
販売ターゲット・顧客層		
流通経路、取引先、販路開拓		
販売促進方法、広告、パブリシティ		
他の補助金等の活用の有無	<p>有 ※有の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先（補助金の所管部署名・団体名及び連絡先電話番号）を記載してください。</p> <p>無</p>	

※「工事請負費」又は「委託費」が含まれる場合で、県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ分かっている場合（該当しない場合には記載不要）

対象経費（該当するものに○）	工事請負費・委託費
県内事業者への発注が困難である理由	

※ 消費税の取り扱い（該当するものに○）
 （一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※ 補助事業の内容が建設工事であって、補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。また、今後当該建物（設備、備品を含む。）に他の補助金を活用する別の整備計画がある場合はその内容を記載してください。

--

様式第2号

令和 年度鳥取県障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金事業補助金・収支予算（決算）書

1 収入

(単位：円)

区分	A 本年度予算額 (決算額)	B 前年度予算額 (予算額)	A-B 差引額	内訳明細
本補助金				
自己資金				
その他助成金				助成金の名称：
寄付金				
その他				
計				

(注) 本補助金の振り込みが確認できる通帳の表紙と該当ページの写しを添付すること。

2 支出

(単位：円)

区分	A 本年度予算額 (決算額)	B 前年度予算額 (予算額)	A-B 差引額	内訳明細
賃金				
謝金				
旅費				
会議費				
通信費				
原材料費				
委託料				
記録料				
手数料				
受講料				
検定料				
デザイン料				
印刷製本費				
広告宣伝費				
使用料及び賃借料				
運搬費				
その他				
計				

(注1) 支出に係る全ての領収書の写しを添付すること。

(注2) 支出区分ごとに金銭出納簿を作成し、その写しを添付すること。

(注3) 会議費は、会場使用料とお茶代に限る。（茶菓子、弁当代は対象外。）

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鳥取県福祉保健部長 ○ ○ ○ ○

令和〇〇年度鳥取県障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金交付対象事業の認定について（通知）

鳥取県障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金事業実施計画書の提出のあった下記の事業について、鳥取県障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金交付要綱（平成25年3月26日付第201200197449号鳥取県福祉保健部長通知。以下「交付要綱」という。）第6条第1項の規定により、本補助金交付対象事業として下記認定額を限度に認定します。

については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）及び交付要綱により 月 日（ ）までに補助金交付申請手続を行ってください。

（担当・連絡先）

記

1 対象事業

2 認定金額

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

令和〇〇年度鳥取県障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金交付決定
通知書

令和 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあつた鳥取県障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、実績額について鳥取県障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金交付要綱（平成25年3月26日付第201200197449号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第8条第3項の規定を適用して得た額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならぬ。

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

所在 地

名 称

代表者名

印

令和 年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県障害福祉サービス事業所新商品開発支援事業補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額	金	円
(2) 補助対象経費の額	金	円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金	円
---	---

3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金	円
---	---

4 補助金返還相当額 $(3 - 2 > 0)$ の場合

$(3 - 2) \times \frac{1\text{の}(1)}{1\text{の}(2)}$	金	円
--	---	---

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。